

平成十七年農林水産省告示第四百五十七号（森林法施行規則第九十一条第一項第二号及び第三号の規定に基づく農林水産大臣が指定する教育機関）

（平成十七年三月十一日）
（農林水産省告示第四百五十七号）

改正 平成一八年 三月二八日農林水産省告示第三九六号

同	二一年	四月一四日同	第五〇五号
同	二四年	三月三〇日同	第八六〇号
同	二五年	三月一四日同	第五五八号
同	二七年	三月二〇日同	第六三三号
同	二九年	三月三一日同	第五〇六号
同	三十年	三月二二日同	第五七八号
	令和三年	三月三一日同	第四四九号
同	六年	三月一五日同	第五二四号
同	七年	四月一日同	第五一二号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十四条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する教育機関を次のように指定し、平成十七年四月一日から施行する。

一 森林法施行規則第九十一条第一項第二号の農林水産大臣が指定する教育機関

- イ 群馬県立農林大学校（農林部旧森林学科研究科に限る。）
- ロ 岐阜県立森林文化アカデミー（森と木のクリエイター科に限る。）
- ハ 静岡県立農林大学校（研究部旧総合技術（林業）専攻及び旧専門技術（林業）専攻に限る。）

二 森林法施行規則第九十一条第一項第三号の農林水産大臣が指定する教育機関

- イ 北海道立北の森づくり専門学院
- ロ 秋田県林業研究研修センター（秋田県林業トップランナー養成研修に限る。）
- ハ 東北農林専門職大学附属農林大学校（養成部林業経営学科に限り、旧山形県立農林大学校（養成部林業経営学科に限る。）を含む。）
- ニ 群馬県立農林大学校（農林部農林業ビジネス学科森林コース（旧森林・環境コース及び旧森林学科（研究科を除く。）を含む。）に限る。）
- ホ 専門学校山梨県立農林大学校（専門課程養成科森林学科に限る。）
- ヘ 長野県林業大学校
- ト 岐阜県立森林文化アカデミー（森と木のエンジニア科に限り、旧岐阜県林業短期大学校を含む。）
- チ 静岡県立農林大学校（養成部林業学科に限る。）

- リ 京都府立農業大学校（旧林業専攻課程に限る
- ヌ 京都府立林業大学校（森林林業科に限る。）
- ル 兵庫県立森林大学校（専攻科に限る。）
- ヲ 奈良県フォレスターアカデミー（フォレスター学科に限る。）
- ワ 島根県立農林大学校（林業科に限り、旧島根県立農業大学校（森林管理科及び森林総合課程に限る。）を含む。）
- カ 香川県立農業大学校（担い手養成科林業・造園緑化コースに限る。）

改正文 （平成一八年三月二八日農林水産省告示第三九六号） 抄
平成十八年四月一日から施行する。

改正文 （平成二一年四月一四日農林水産省告示第五〇五号） 抄
公布の日から施行する。

改正文 （平成二四年三月三〇日農林水産省告示第八六〇号） 抄
平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年三月一四日農林水産省告示第五五八号）
この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

改正文 （平成二七年三月二〇日農林水産省告示第六三三号） 抄
公布の日から施行する。

改正文 （平成二九年三月三一日農林水産省告示第五〇六号） 抄
平成二十九年四月一日から施行する。

改正文 （平成三十年三月二二日農林水産省告示第五七八号） 抄
改正する。

改正文 （令和三年三月三一日農林水産省告示第四四九号） 抄
改正する。

附 則 （令和六年三月一五日農林水産省告示第五二四号）
この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 （令和七年四月一日農林水産省告示第五一二号）
この告示は、令和七年四月一日から施行する。